

令和6年8月

事業主各位

建設業労働災害防止協会千葉県支部

同 上 かずさ分会

同 上 安房分会

「テールゲートリフターの操作の業務に係る特別教育」のご案内

テールゲートリフターとは、貨物自動車の荷台後部に取り付けられた昇降装置で、荷物の積み卸しなどの荷役作業に使用され、重量物の積み卸しなどの際には作業者の負担を軽減できることから急速に普及していますが、その機能や危険性について作業者の認識不足による誤った操作などが原因で労働災害が多く発生しています。安全な作業方法を身に付けたうえで作業を行う必要があることから、労働安全衛生規則の一部が改正され、事業者はテールゲートリフターの操作の業務（荷役作業を伴うものに限る）に就かせる労働者に対し、特別教育の実施が義務付けられました。（令和6年2月施行）

（労働安全衛生法第59条第3項／労働安全衛生規則第36条第5号の4／安全衛生特別教育規程第7条の4）。修了された方には、テールゲートリフターの操作の業務に係る特別教育修了証を交付します。

記

日 時 令和6年10月29日(火) 9:00~16:30 (8:20受付開始)

講習会場 **かずさ建設会館 木更津市潮見 3-13-5**

定 員 40名

受講料 一般 11,990円 (テキスト・ハンドブック代 1,155円を含む)

会員 11,440円 (テキスト・ハンドブック代 605円を含む)

申込方法 申込書に記名捺印（コピー不可）後

① 受講料を添えて事務局までご持参

② 受講料を添えて現金書留で郵送

③ 下記口座へお振込み後、銀行から交付される銀行振込明細のコピーを添えて郵送又は事務局までご持参

〒292-0834 木更津市潮見 3-13-5 (かずさ建設会館内)

建設業労働災害防止協会千葉県支部かずさ分会 電話 0438-38-4631

振込先 **千葉銀行木更津支店 普通 3649094**

建設業労働災害防止協会千葉県支部かずさ分会
分会長 松本信夫

締 切 日 令和6年10月15日(火)

※但し、定員(40名)になり次第、締め切らせて頂きます。

そ の 他

- ① 実技がありますのでヘルメット、手袋、及び実技に適した服装で受講して下さい。
- ② 申込後、キャンセルを希望される場合は、講習前営業日の16時まで、電話もしくは受付窓口（分会）にてお知らせください。キャンセル料等をご負担の上、対応させて頂きます。尚、ご返金にかかる振込手数料は差し引かせて頂きます。講習日当日の申出はご遠慮下さい。